厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表 令　和　８　年　１１月　９　日

担当	【照会先】 厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課 課　　長　十倉　正直 副統括特別司法監督官　大艸　豊誠 ＜電　話＞０１１－７０９－２３１１ （内線　３５４２）

報道関係者　各位

自動車運転者を使用する事業場に対する令和７年の監督指導状況を公表します

北海道労働局（局長　村松（むらまつ）　達也（たつや））では、この度、管下 17 の労働基準監督署（支署）が、トラック、バス及びタクシー・ハイヤーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った令和７年の監督指導の状況について取りまとめましたので、その内容を公表します。

１　監督指導を行った事業場は262事業場で、そのうち労働基準関係法令違反が認められたのは226事業場（86.3%）となっています（別紙１の１参照）。

また、改善基準告示※違反が認められたのは、141事業場（53.8%）となっています（別紙１の２参照）。

※改善基準告示とは「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年２月９日付け労働省告示第７号）のことです。

２　主な労働基準関係法令違反事項は、多い順に①労働時間（34.4%）②割増賃金（26.3%）③労働時間の状況の把握（5.0%）となっています（別紙１の１参照）。

３　主な改善基準告示違反事項は、多い順に①最大拘束時間（39.3%）②総拘束時間（29.8%）③連続運転時間（23.3%）となっています（別紙１の２参照）。

（「拘束時間」とは始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間を合計した時間。「総拘束時間」は一定期間（トラック・タクシーは１か月間、バスは１か月間又は４週間）における拘束時間。「最大拘束時間」は１日における拘束時間の上限時間のことです。）

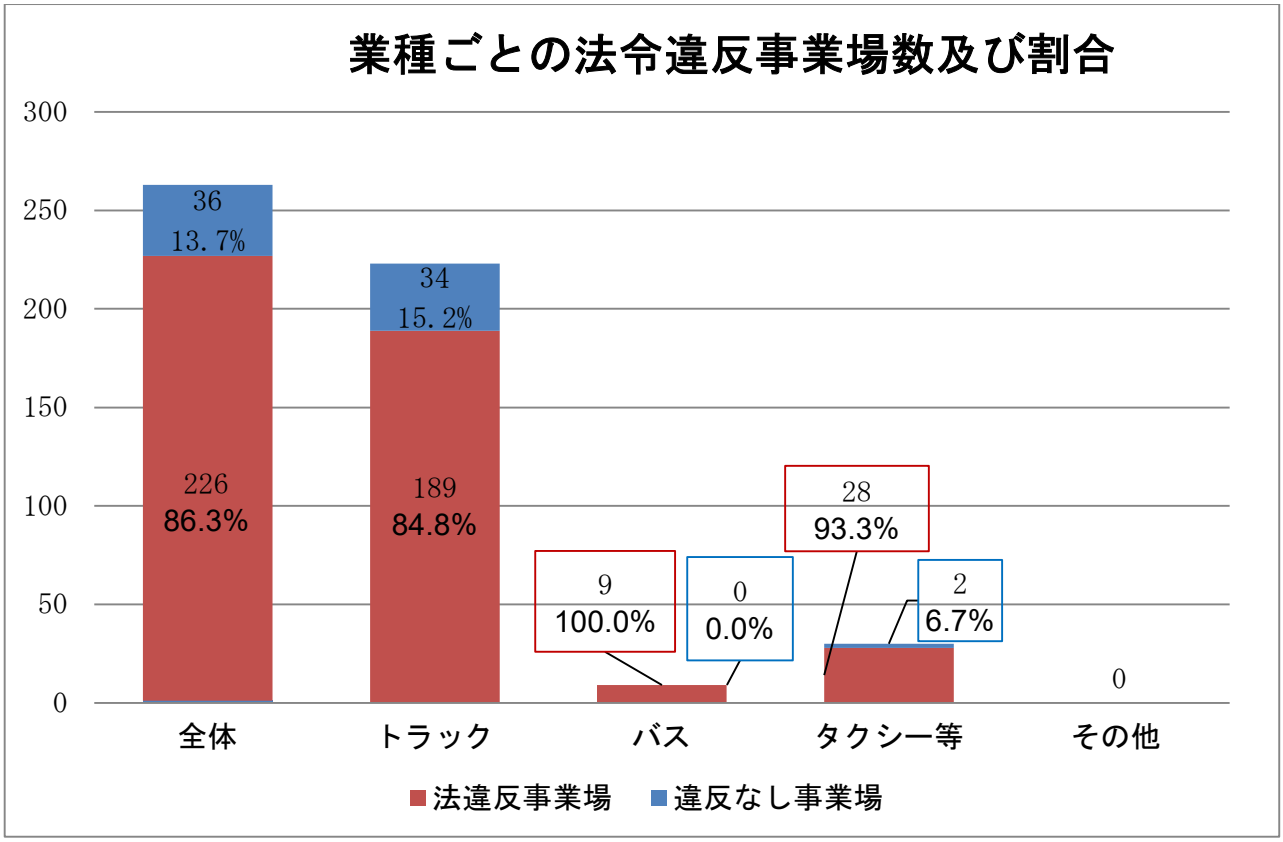
４　北海道労働局では、令和６年４月から施行されている時間外労働の上限規制及び改正改善基準告示について、自動車運転者を使用する事業場に対し、引き続き周知を図るとともに、監督指導を行い、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

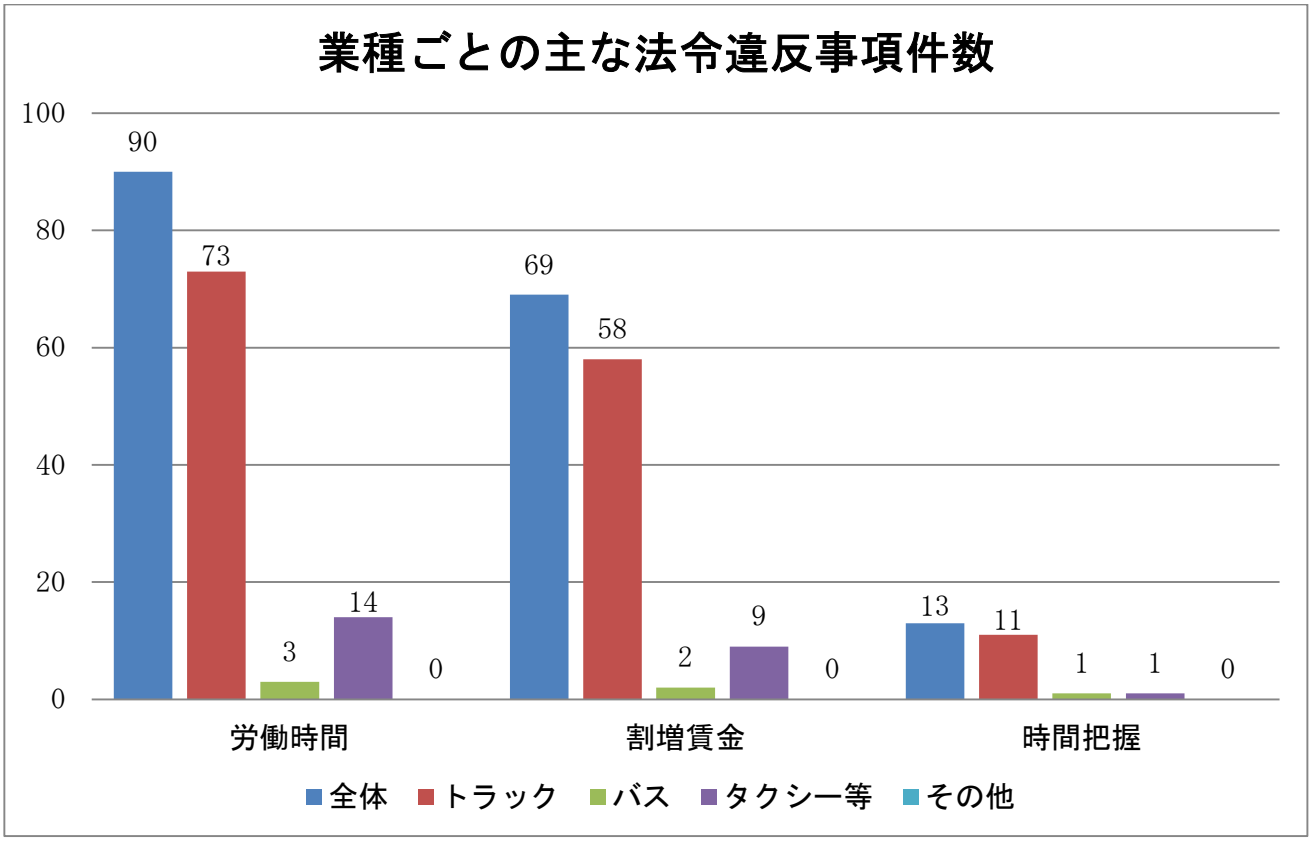
また、自動車運転者の長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止のため、取引先となる荷主事業者に対し、取引環境の改善に向けた取組の要請を行っていきます。

１　業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数、主な違反事項件数

業種＼事項	監督実施事業場数	労働基準関係法令違反事業場数	主な違反事項		
			労働時間	割増賃金	労働時間の状況の把握
トラック	223	189 (84.8%)	73 (32.7%)	58 (26.0%)	11 (4.9%)
バ　　ス	9	9 (100.0%)	3 (33.3%)	2 (22.2%)	1 (11.1%)
タクシー等	30	28 (93.3%)	14 (46.7%)	9 (30.0%)	1 (3.3%)
その他	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合　　計	262	226 (86.3%)	90 (34.4%)	69 (26.3%)	13 (5.0%)

※表中の（　）内は違反率。主な違反事項は１事業場で複数の法令違反がある場合がある。
※タクシー等：タクシー及びハイヤー（以下同じ）。
※その他：トラック、バス及びタクシー・ハイヤー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など（以下同じ）。



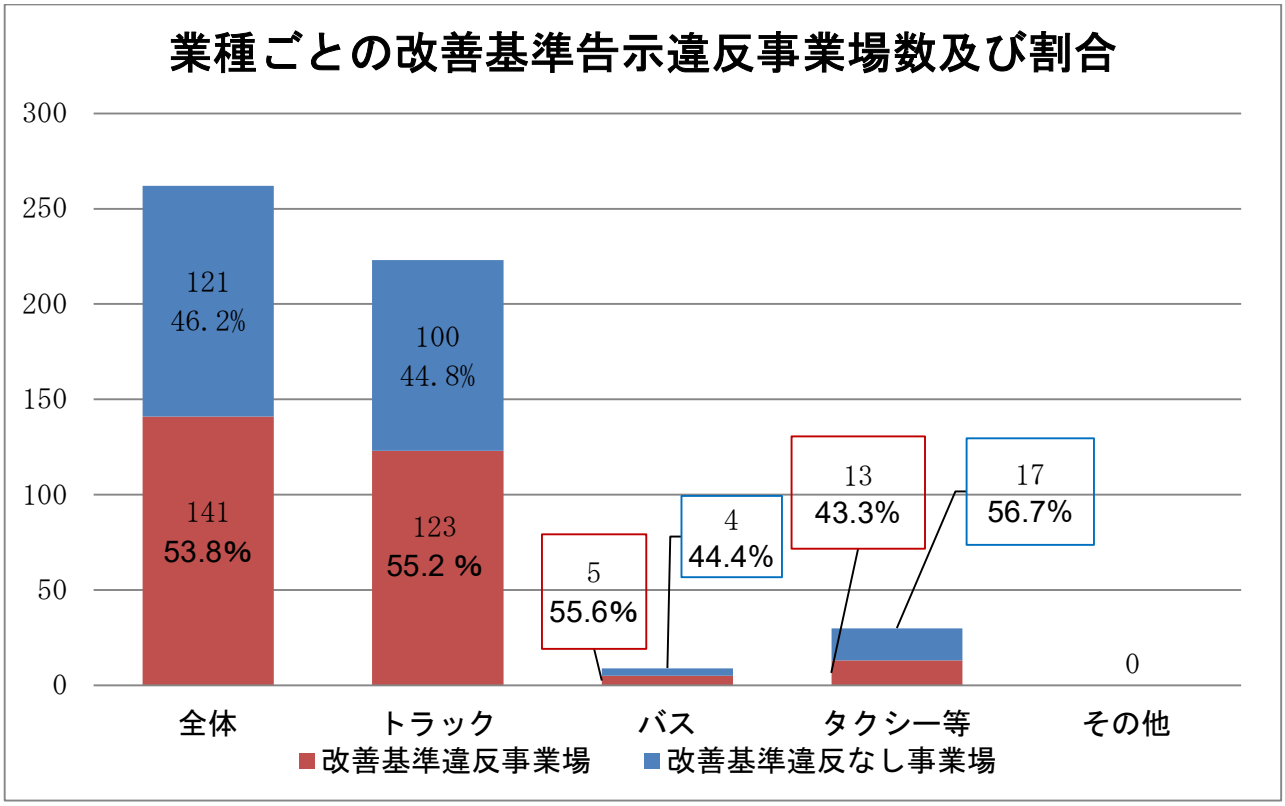


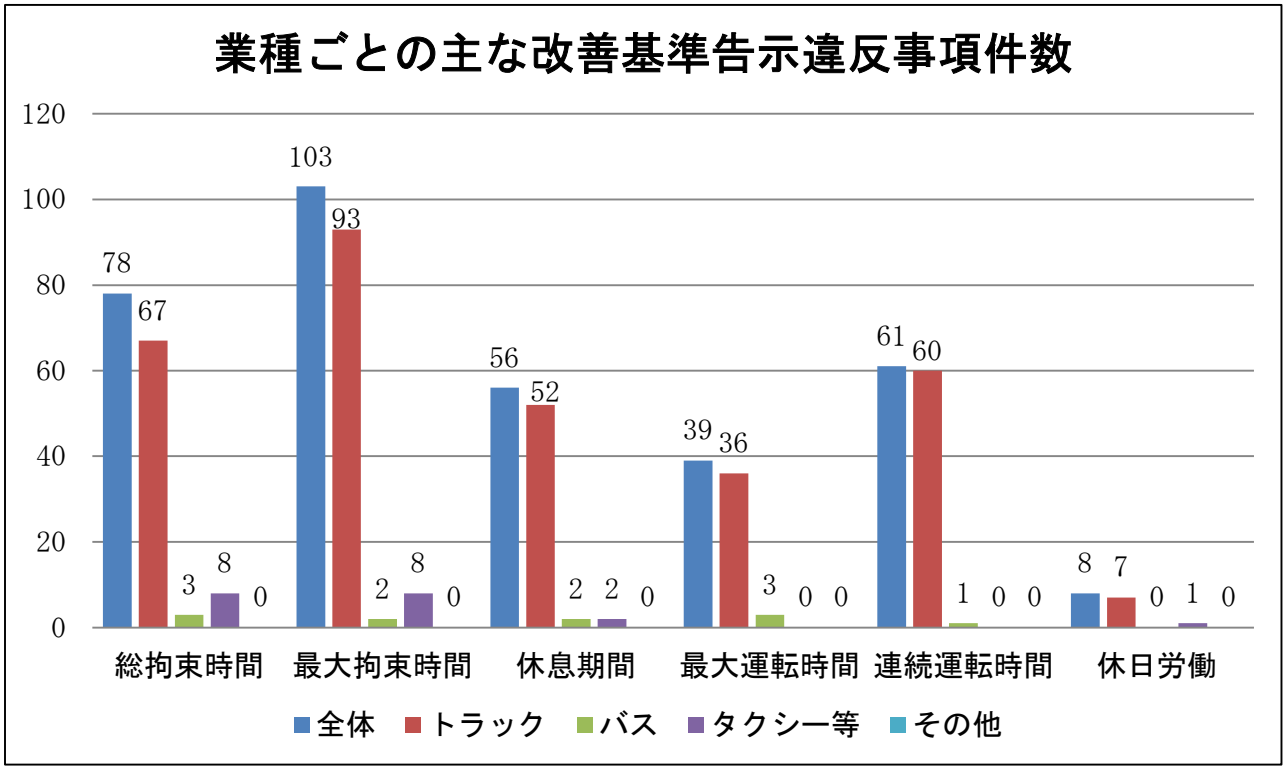
※１事業場で複数の法令違反がある場合がある。

２　業種ごとの監督実施事業場数、改善基準告示に関する違反事業場数、主な違反事項件数

事項／業種	監督実施事業場数	改善基準告示違反事業場数	主な違反事項					
			総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間	休日労働
トラック	223	123 (55.2%)	67 (30.0%)	93 (41.7%)	52 (23.3%)	36 (16.1%)	60 (26.9%)	7 (3.1%)
バ　ス	9	5 (55.6%)	3 (33.3%)	2 (22.2%)	2 (22.2%)	3 (33.3%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)
タクシー等	30	13 (43.3%)	8 (26.7%)	8 (26.7%)	2 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)
その他	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合　計	262	141 (53.8%)	78 (29.8%)	103 (39.3%)	56 (21.4%)	39 (14.9%)	61 (23.3%)	8 (3.1%)

※表中の（　）内は違反率。主な違反事項は１事業場で複数の違反がある場合がある。



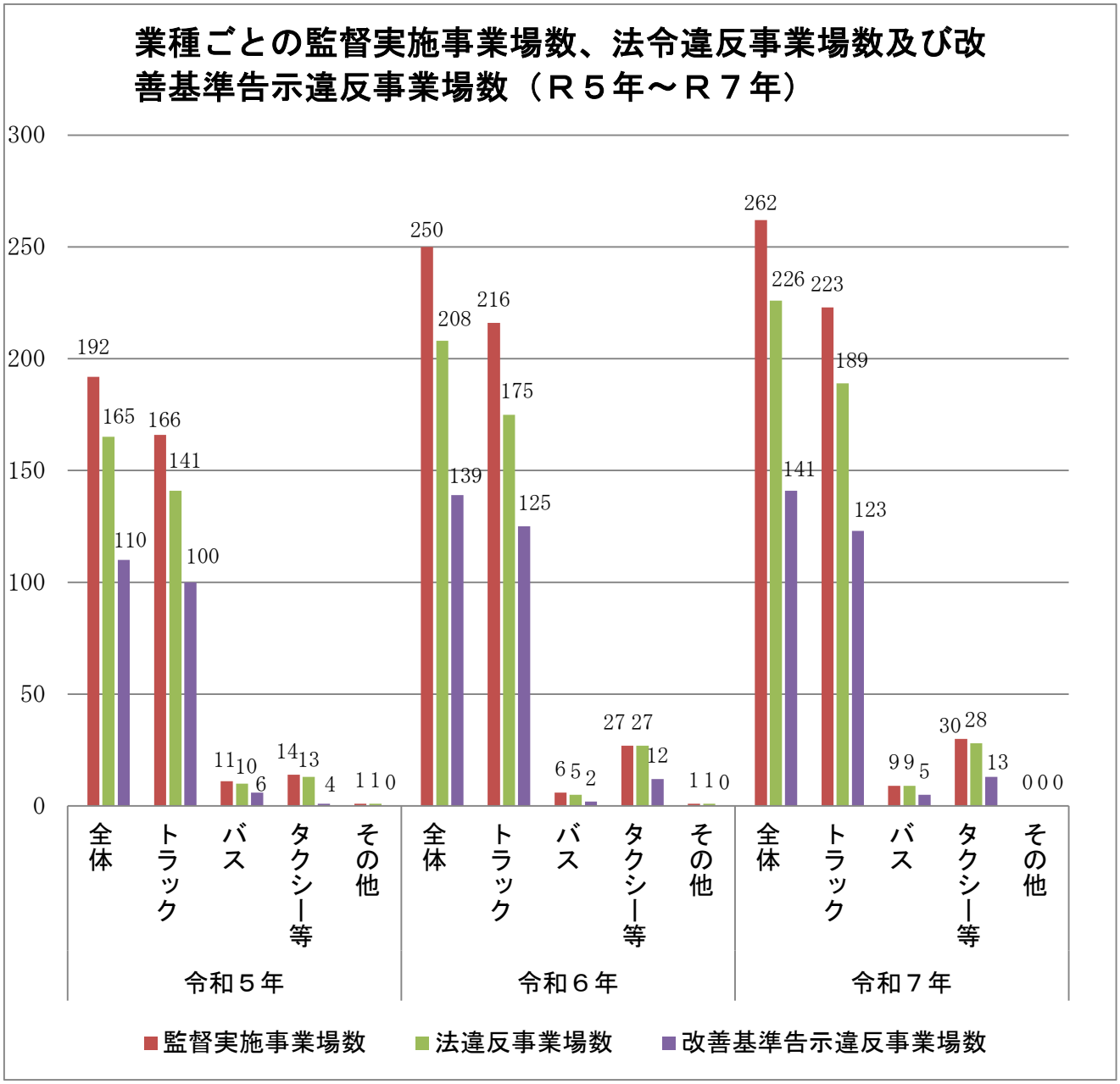


※１事業場で複数の改善基準告示違反がある場合がある。

３　令和５年から令和７年までの３年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数、改善基準告示違反事業場数

業種・事項＼年		令和５年	令和６年	令和７年
トラック	監督実施事業場数	166	216	223
	労働基準関係法令違反事業場数	141 (84.9%)	175 (81.0%)	189 (84.8%)
	改善基準告示違反事業場数	100 (60.2%)	125 (57.9%)	123 (55.2%)
バス	監督実施事業場数	11	6	9
	労働基準関係法令違反事業場数	10 (90.9%)	5 (83.3%)	9 (100.0%)
	改善基準告示違反事業場数	6 (54.5%)	2 (33.3%)	5 (55.6%)
タクシー等	監督実施事業場数	14	27	30
	労働基準関係法令違反事業場数	13 (92.9%)	27 (100.0%)	28 (93.3%)
	改善基準告示違反事業場数	4 (28.6%)	12 (44.4%)	13 (43.3%)
その他	監督実施事業場数	1	1	0
	労働基準関係法令違反事業場数	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)
	改善基準告示違反事業場数	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	監督実施事業場数	192	250	262
	労働基準関係法令違反事業場数	165 (85.9%)	208 (83.2%)	226 (86.3%)
	改善基準告示違反事業場数	110 (57.3%)	139 (55.6%)	141 (53.8%)

※表中の（　）内は違反率。１事業場で労働基準関係法令違反及び改善基準告示違反がある場合がある。



※１事業場で法令違反及び改善基準告示違反がある場合がある。

４　監督指導を実施した事業場における労働時間の削減等に関する取組事例

自動車運転者の長時間労働の削減のため、事業主が荷主と協議を行うなどにより、労働時間の削減につなげた事例　【トラック】

＜事例１＞

【事業場の状況】

食料品を運送する事業場において、荷主からの急な注文への対応が発生したことにより、36 協定の協定時間を超える時間外労働が発生し、一部の自動車運転者においては、時間外労働時間数が月 100 時間を超えていた。

（「36 協定」とは労働基準法第 36 条に基づく時間外・休日労働に関する協定をいう。）

【事業場における取組】

事業主が荷主と協議を行ったり、協力会社と受注の調整を図るなどにより、自動車運転者の時間外労働の削減につなげることができた。

＜事例２＞

【事業場の状況】

工業用部品を運送する事業場において、恒常的に 36 協定の協定時間を超える時間外労働が認められ、一部の自動車運転者においては時間外労働時間数が月 80 時間を超えていた。

【事業場における取組】

事業主が荷主と協議を行い、運行シフトの変更、荷の積込・積降ろし時間の短縮、高速道路の利用などにより、自動車運転者の時間外労働の削減につなげることができた。